

花巻市

見学体験あり

研修支援制度あり

就農資金制度あり

住宅情報提供 -

住宅費用支援あり

求人情報紹介 -

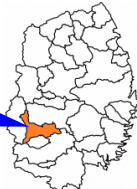
◆ 就農受入れ支援内容

<b>事業主体</b>	花巻市																
<b>対象者・支援内容</b>	<p><b>1 新規就農希望者支援事業</b></p> <p>(1) <b>対象者</b> : 花巻市内で新規就農を希望する者、または農業体験を希望する者。                  (2) <b>支援内容</b> : 農村に居住し、地域の方々と交流をしながら農業研修・体験をするための住居(農村滞在施設)を賃貸します。 ※ 光熱水費は借受負担。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2">戸数</th> <th>使用料(月額)</th> <th>使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1戸建て</td> <td style="text-align: center;">6棟</td> <td style="text-align: center;">17,200円、21,400円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1年以内としますが、事情により更新することができます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ワンルーム型</td> <td style="text-align: center;">6室</td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 新規就農者支援事業</b></p> <p>(1) <b>対象者</b>                  新規就農者(平成22年4月1日以降に市外から市内に転入し住民登録をした者又は市内に住所を有する者で、新たに農業経営を開始する個人又は団体(法人は除く)で次に掲げる要件を満たす者。                  ア 農地の所有権又は利用権を有すること。                  イ 農畜産物等の売上げや経費の支出などの管理する本人名義の口座を開設すること。                  ウ 両親及び親族等の経営を継承する者ではないこと。</p> <p>(2) <b>支援内容</b>                  ア 農地賃借料補助 : 5年間農地の年間賃借料を補助。補助対象面積は最大50a。                      ※ 10a当たり1万円を限度とする。                  イ 初期費用補助 : 農業経営を開始した日から3年以内に、農業経営に必要な農業用機械、施設及び資材等の購入に要する経費を補助。                      ※ 個人又は団体当たり80万円を限度とする。</p> <p><b>3 農業研修支援事業</b></p> <p>(1) <b>対象者</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">就農希望者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、1年以内に市内で就農し、かつ、3年以上営農すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新規就農者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと。</li> <li>・ 農地の所有権又は利用権を有してから1年以内に農業研修を開始すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、市内で3年以上就農すること。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(2) <b>支援内容</b> : 研修期間に特化した研修生の家賃補助。                  家賃の2分の1以内とし、1ヶ月につき2万円を上限とする。補助月数は2年以内。</p>		戸数		使用料(月額)	使用期間	1戸建て	6棟	17,200円、21,400円	1年以内としますが、事情により更新することができます。	ワンルーム型	6室	10,800円	就農希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、1年以内に市内で就農し、かつ、3年以上営農すること。</li> </ul>	新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと。</li> <li>・ 農地の所有権又は利用権を有してから1年以内に農業研修を開始すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、市内で3年以上就農すること。</li> </ul>
戸数		使用料(月額)	使用期間														
1戸建て	6棟	17,200円、21,400円	1年以内としますが、事情により更新することができます。														
ワンルーム型	6室	10,800円															
就農希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、1年以内に市内で就農し、かつ、3年以上営農すること。</li> </ul>																
新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと。</li> <li>・ 農地の所有権又は利用権を有してから1年以内に農業研修を開始すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、市内で3年以上就農すること。</li> </ul>																
<b>問合せ先</b>	<p><b>1 新規就農希望者支援事業について</b>                  〒028-0192 花巻市東和町土沢8区60番地                  花巻市役所 東和総合支所地域振興課産業係                  TEL 0198-42-2111 (内線 327)</p>	<p><b>2 新規就農者支援事業について</b>  <b>3 農業研修支援事業について</b>                  〒025-0052 花巻市野田335-2                  花巻市役所 農林部農政課                  TEL 0198-23-1400 (農政課直通)</p>															

### ◆ 管内の農業事情等

<b>農業振興方針</b>	やる気と能力のある農業の担い手を育成し、需要に応じた米づくりを基盤に、野菜、果樹、花き、畜産などを組み合わせた「花巻ならではの個性ある産地」づくりに努めます。 また新品種の生産の拡大、農産物の品質向上を図るとともに、バイオマス資源の利活用や資源の保全を進め、環境と調和した安全・安心な農畜産物生産を推進します。																											
<b>主要品目</b>	ピーマン、ねぎ、きゅうり、ミニトマト、なす、アスパラガス、りんご、ぶどう、りんどう 雑穀(ヒエ、アワ、イナキビ、ハトムギ、タカキビ、アマランサス)																											
<b>作付・飼養・販売額の状況 (平成30年度)</b>	(単位:ha、百万円)																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">作物</th> <th style="width: 15%;">ピーマン</th> <th style="width: 15%;">ねぎ</th> <th style="width: 15%;">きゅうり</th> <th style="width: 15%;">りんご</th> <th style="width: 15%;">りんどう</th> <th style="width: 10%;">雑穀(6穀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作付面積</td> <td>15.5</td> <td>25.5</td> <td>8.9</td> <td>255.2</td> <td>7.8</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>販売額</td> <td>281</td> <td>146</td> <td>209</td> <td>596</td> <td>59</td> <td>93</td> </tr> </tbody> </table>	作物	ピーマン	ねぎ	きゅうり	りんご	りんどう	雑穀(6穀)	作付面積	15.5	25.5	8.9	255.2	7.8	265	販売額	281	146	209	596	59	93						
	作物	ピーマン	ねぎ	きゅうり	りんご	りんどう	雑穀(6穀)																					
	作付面積	15.5	25.5	8.9	255.2	7.8	265																					
販売額	281	146	209	596	59	93																						
<b>主な学校等教育施設</b>	保育園 43、幼稚園 7、小学校 19 校、中学校 11 校、高校 6 校、大学 1 校ほか																											
<b>主な医療機関</b>	病院 61、歯科 34ほか																											

※ 出典:JA取扱いによる作付面積、販売額



北上市

見学  
体験  
-

研修  
支援制度  
-

就農資金  
制度  
-

住宅情報  
提供  
あり

住宅費用  
支援  
-


求人情報  
紹介  
あり

◆ 就農受入れ支援内容

事業主体	北上市
対象者・ 支援内容	<p><b>1 北上市重点振興作物強化事業</b></p> <p>(1) 対象者 : 重点振興作物の新規栽培、面積の拡大、機械又は設備を導入して経営維持に取り組む方(対象面積は300㎡以上、せりは100㎡以上)</p> <p>(2) 支援内容 : 重点振興作物(アスパラガス、ニ子さといも、ねぎ、せり、小菊、ピーマン、トマト(ミニトマトを含む)、きゅうり)の生産用資材、土壌改良、機械・設備導入の費用の1/4以内の額(機械・設備導入は補助金上限20万円以内。機械設備以外の対象経費がある場合は、それぞれの合計額)</p> <p><b>2 北上市園芸産地拡大支援事業</b></p> <p>(1) 対象者 : 野菜・花き及び果樹の新規栽培・面積の拡大に取り組む方(対象面積100㎡以上)</p> <p>(2) 支援内容 : 野菜・花き及び果樹の生産用資材、土壌改良、機械・設備導入の費用の1/4以内の額(1人又は1団体につき20万円が上限。ただし、対象経費が10万円以上の事業に限る。)</p> <p><b>3 ビニールハウス再生支援事業</b></p> <p>支援内容 : 使用していないビニールハウスの所有者と譲渡希望者のマッチングを行うもの。</p> <p><b>4 人口減少地域拠点内住宅取得支援事業 (担当:都市整備部都市計画課)</b></p> <p>支援内容 : 人口減少が進む地域の地域拠点及び準拠点内に自らが居住するための新築住宅を取得する方に補助(最大200万円補助)</p> <p><b>5 親元就農支援事業</b></p> <p>支援内容 : 一定規模以上の経営面積を有する親元等(三親等以内)に就農する50歳未満の方に対して1人当たり補助金月額5万円を交付(上限2年)</p> <p><b>6 農業用機械共同購入事業費補助</b></p> <p>支援内容 : 兼業農家を含む3戸以上の農業者で農業用機械(トラクター、田植え機、コンバイン及び草刈り機(リモコン式又は自走式に限る。))を共同購入した際に、購入費の1/4を補助(上限100万円)</p> <p><b>7 農業用先端技術機器等導入事業費補助</b></p> <p>支援内容 : 兼業農家等がアシストスーツ、ドローン、水稻用水管理システム等の先端技術を応用した機器の導入に対し、経費の1/4を補助(上限20万円、水管理システムは上限10万円)</p>
問 合 先	〒024-8501 北上市芳町1-1 北上市農林部農業振興課 園芸畜産係 TEL 0197-72-8238 FAX 0197-64-2171 E-mail noushin@city.kitakami.iwate.jp

◆ 管内の農業事情等

農業振興方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優れた農業経営者の育成と確保</li> <li>○ 収益力の向上</li> <li>○ 地域特性を活かした農業・農村の振興</li> </ul>								
重点振興作物	アスパラガス、二子さといも、ねぎ、セリ、小菊、ピーマン、トマト(ミニトマトを含む)、きゅうり								
作付・飼養・販売額の状況	(単位:ha、百万円)								
	作物	小菊	アスパラガス	二子さといも	ねぎ	セリ	ピーマン	トマト	きゅうり
	作付面積	12.6	55	18.4	13.7	0.6	3.8	2.5	1.7
販売額	57	37	58	33	8	56	71	23	
主な学校等教育施設	保育園 15、幼稚園 8、小学校 14、中学校 9、高等学校 4、各種学校 1、大学・専門学校 1、認定こども園 7								
主な医療機関	病院数 3、一般診療所 66								



西和賀町

見学体験あり

研修支援制度あり

就農資金制度あり

住宅情報提供あり

住宅費用支援-

求人情報紹介あり

◆ 就農受入れ支援内容

事業主体	西和賀町
対象者・支援内容	<p><b>1 地域おこし協力隊招聘事業</b></p> <p>(1) 対象者 西和賀町に居住し就農をしようとする者</p> <p>(2) 支援内容 西和賀町に居住し就農を考えている方を地域おこし協力隊として採用し、農業活動を通じて就農を支援するもの。</p> <p>ア 任 期 : 最長3年(業務・活動状況を勘案した1年更新)</p> <p>イ 身 分 : 西和賀町会計年度任用職員に準じた身分</p> <p>ウ 賃 金 : 月額156,387円</p> <p>エ 勤 務 : 西和賀町内に勤務 月曜日から金曜日までの5日間勤務 勤務時間は午前8時30分から午後5時00分 休日は土曜日、日曜日及び祝日、年末年始及び夏季休暇あり</p> <p>オ 待 遇 : 住居、車両は町が貸与(住宅料、光熱水費、燃料費100リットルまで町負担) 有給休暇、社会保険加入</p> <p><b>2 西和賀農業塾</b></p> <p>(1) 実施主体 西和賀町、西和賀農業振興センター</p> <p>(2) 対象者 町内に在住し就農を目指す40歳以下の者</p> <p>(3) 支援内容 新規就農や就農検討者等を対象として農業や地域に理解を深める講義、視察研修を通じて知識及び技能の習得を目指すもの</p> <p>ア 期 間 : 2年間</p> <p>イ 内 容 : 大学教授など専門講師による講義、実習ほ場での実技研修、先進地視察など(年1回程度開催)</p> <p>ウ その他 : 営農に必要な資格取得補助(補助率1/2以内)</p>
問 合 先	〒029-5692 西和賀町沢内字太田2-81-1 西和賀町農業振興課 TEL:0197-85-3415 FAX:0197-81-2111

◆ 管内の農業事情等

農業振興方針	町の基幹産業である農業の振興のため、経営体や後継者の育成と新規就農の確保、農業生産基盤の整備促進、水田の活用や花き産地の維持を通して農業・農村の振興に取り組むとともに、西わらびや大根の一本漬けといった西和賀町ならではの特産物の振興、町内における農産物の内部循環システムの確立など6次産業化を推進する。							
重点推進作物	水稲、花き(りんどう、ゆり)、大豆・そば、わらび、いちご、肉用牛、乳用牛							
作付・飼養・販売額の状況	(単位:ha、頭・羽)							
	作物	水稲	花き	大豆・そば	わらび	いちご	肉用牛	乳用牛
作付面積等	725.1	33.3	284.5	53.4	0.5	327	209	
主な学校等教育施設	保育園 5、小学校 2、中学校 2、高等学校 1							
主な医療機関	総合病院 1、診療所 3、歯科 3							